

北方領土の早期返還を目指し、政府としての
適切な対応を求める意見書

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、一度も外国の領土となったことがないわが国の領土である。

日露両国は、1855年に「日魯通好条約」により、択捉島とウルップ島の間に関境を定めた。しかし、1945年にソ連は、わが国がポツダム宣言を受諾したにもかかわらず、北方四島を占領し、一方的に自国に編入した。その後、1951年に「サンフランシスコ平和条約」において、わが国は千島列島に対する権利を放棄したが、北方四島は千島列島には含まれておらず、わが国の領土であることは歴史的な事実である。

そうした中、11月1日にメドベージェフ・ロシア大統領が国後島を訪問したことは、これまでの経過を無視し、北方四島の不法な占拠を既成事実化しようとするものである。

一方、国内では、「ビザなし交流の活発化を」との要望のある中で、政府は、11月12日に「内閣総理大臣及び外務大臣がビザなし交流の枠組みを利用して北方領土を訪問する具体的な考えはない」との答弁書を閣議決定した。首相などの政府高官が平和裏に北方領土を訪問してほしいという声も国民の中にある。

戦後65年が経過し、かつて北方領土に居住していた元島民も平均年齢77歳と高齢化して、北方領土の早期返還を一日千秋の思いで待ち続けている。根室市議会は、ロシア・日本の両政府に対する抗議・決議の採択、ロシア大使館や日本政府に抗議行動を実施している。

よって、政府においては、元島民などの思いを深く受けとめ、北方領土の早期返還に向けた適切な対応を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）12月9日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣

（提出者）改革維新の会所属議員全員